

西宮市立中央病院研修管理委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 臨床研修制度の企画、立案、運営、調整等を図るため、研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。なお、院内の委員は、院長が選任する。

- (1) 副院長
- (2) 内科医師
- (3) 外科医師
- (4) 小児科医師
- (5) 麻酔科医師
- (6) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (7) 研修協力施設の研修実施責任者
- (8) 事務局長
- (9) 外部有識者
- (10) その他院長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、院長が指名する者がこれにあたる。

(付議事項)

第3条 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修プログラムの全体的な管理
 - ア. 研修プログラム作成方針の決定
 - イ. 各研修プログラム間の相互調整
 - ウ. その他
- (2) 研修医の全体的な管理
 - ア. 研修医の募集
 - イ. 他施設への出向
 - ウ. 研修継続の可否
 - エ. 処遇
 - オ. 健康管理

(3) 研修医の研修状況の評価

ア. 研修目標の達成状況の評価

イ. 臨床研修終了時及び中断時の評価

(4) 採用時における研修希望者の評価

(5) 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援を行うこと

(会 議)

第4条 委員会の会議は必要の都度、開催する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は人事給与課に置く。

付 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程29条による改正付
則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。